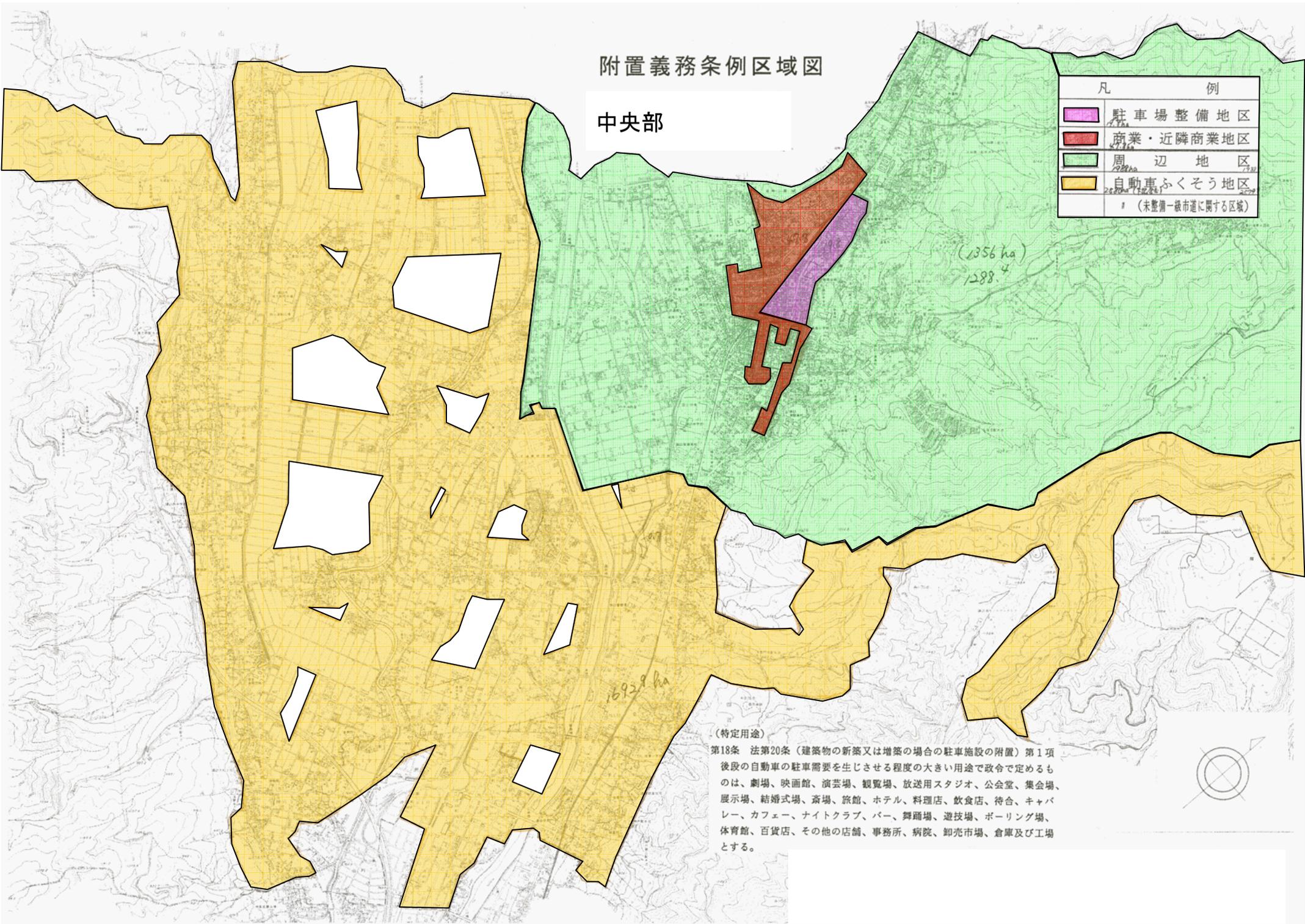


附置義務条例区域図

中央部

凡	例
	駐車場整備地区
	商業・近隣商業地区
	周辺地区
	自動車ふくそう地区
! (未整備一級市道に関する区域)	



(特定用途)

第18条 法第20条（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）第1項後段の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踊場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店、その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

